Shir Etsu

第62回 定時株主総会 招集ご通知



2022年6月23日 (木曜日)

午前10時00分 (受付開始午前9時00分)

場所

東京都千代田区神田須田町一丁目25番地

JR神田万世橋ビル ステーションコンファレンス万世橋(4階)

- ■招集ご通知
- ■参考書類
- ▮決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 当社執行役員及び従業員並びに当社子会社取締

役に対してストックオプションとして発行する 新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に

委任する件

■添付書類

事業報告/計算書類(連結・個別)/監査報告書

信越ポリマー株式会社

証券コード:7970



議決権行使が簡単に! スマートフォンからQR

「スマート行使『対応

スマードクォンがらられ コード®を読み取ること で、議決権を簡単にご 行使いただけます。



【株主様へのお願い】

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送またはインターネット等による議決権の行使をご検討くださるようお願い申し上げます。本総会における感染予防の対応に関する詳細は、下記当社ウェブサイトにてご確認ください。

https://www.shinpoly.co.jp/

なお、総会当日、会場でのお土産の配布はございません。



代表取締役社長 小野 義昭

株主の皆様へ

株主の皆様には、格別のご高配を賜り、厚く御礼 申しあげます。

さて、第62回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申しあげます。

当連結会計年度の業績は、以下にご報告申しあげますとおり、売上高は、前期に比べ増収となり、利益につきましては、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも、前期に比べ増益となりました。期末配当金につきましては、1株につき14円とし、本総会に上程させていただきたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、先にお支払いいたしました中間配当金と合わせて、前期に比べ6円増配の1株につき26円となり、4期連続の増配となります。

当社グループは、コンプライアンスの徹底とガバナンスの強化によりリスクの低減を図るとともに、SDGs達成に向けて、カーボンニュートラルの実現、気候変動問題への対処、人権尊重などに取り組んでまいります。これらを通じてサステナビリティ活動を積極的に推し進め、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解、ご支援を賜りますよう心からお願い申しあげます。

目次

第62回定時株主総会招集ご通知	P 2	連結計算書類	P 36
株主総会参考書類	P 5	計算書類	P 39
事業報告	P 13	監査報告	P 41

株主各位

東京都千代田区神田須田町一丁目9番地

信越ポリマー株式会社

代表取締役 小野義昭

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2022年6月22日 (水曜日) 午後5時35分までに、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬具

記.

	<u></u>
1. 開催日時	2022年6月23日(木曜日)午前10時00分(受付開始午前9時00分)
2. 開 催 場 所	東京都千代田区神田須田町一丁目25番地 JR神田万世橋ビル ステーションコンファレンス万世橋(4階)
3. 会議の目的事項	報告事項 1. 第62期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第62期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
	決議事項
4. 招集に当たっての決定事項	 議決権行使書面に議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして当社は取り扱います。 議決権行使書面と電磁的方法(インターネット等)による方法と重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法(インターネット等)による議決権行使を有効なものといたします。 電磁的方法(インターネット等)の議決権行使により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主様の意思表示として当社は取り扱います。

以上

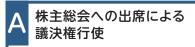
- 。本招集ご通知に添付すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制に関する事項」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.shinpoly.co.jp/)に掲載しております。
- 従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類、並びに 会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部です。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト⇒ https://www.shinpoly.co.jp/

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使のご案内

株主総会参考書類 (P5~P12) をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申しあげます。 議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。





同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、第62回定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に 対する賛否をご表示のうえ、2022 年6月22日(水曜日)午後5時35分 までに到着するようご返送くださ い。

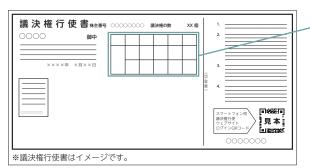
詳しくは、下記をご覧ください。

インターネット等による 議決権行使



インターネット等による議決権行使のご案内(P4)をご参照のうえ、スマート行使又は、議決権行使ウェブサイト(https://soukai.mizuho-tb.co.jp/)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従い、2022年6月22日(水曜日)午後5時35分までに議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

- 賛成の場合
- → 「賛」の欄に○印
- ●否認する場合
- → [否]の欄に○印

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行 使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は10のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。 ※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご了承いただく事項

- ■書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- ■インターネット等で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

機関投資家の皆様へ

■議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネット等による議決権の行使に関する スマートフォン、パソコン等の操作方法がご不明な場合は、 右記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル 00 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元を重要課題のひとつとして認識しております。

経営基盤の強化と持続的成長による企業価値の向上を目的として、財務体質の健全性並びに研究開発投資や生産設備投資及びM&Aなどのための資金を確保しつつ、業績に応じた中期的に安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、業績と今後の事業展開等を総合的に勘案し、1株につき14円とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金12円を加えた年間配当金は、1株につき26円となり、前期と比較して6円の増配となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式 1 株につき金14円 総額1,128,146,138円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日 2022年6月24日



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規 定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとお り当社定款を変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨 を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定す るための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となる ため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発行日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

	(下線部は変更箇所を示しております)
現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	(電子提供措置等) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(新設)	附 則 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 第1条 定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第16条 (電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から3か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案

当社執行役員及び従業員並びに当社子会社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員及び従業員並びに当社子会 社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に 委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

- 1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由 当社は、当社グループの長期的な企業価値向上への意欲や士気を一層高め、当社グループの企業 価値の増大を図ることを目的とし、当社執行役員及び従業員並びに当社子会社取締役に対し新株予 約権を金銭の払込みを要することなく発行するものであります。
- 2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等
 - (1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限下記(3)に定める内容の新株予約権4,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式400,000株を上限とし、下記(3)により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

- (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。
- (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容
 - ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数 (以下「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、株主総会における決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.025を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使 価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたと きは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間 割当日の2年後の応当日の翌日から2028年3月31日まで

- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i 記載の資本金等増加限度額から上記 i に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
 - i 新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
 - ii 新株予約権の割当てを受けた者が、次のいずれにも該当しなくなった場合には、新株予約権の割当てを受けた者は、該当しなくなった日から2年経過した日、又は、2028年3月31日のいずれか早く到来する日までに限り、未行使の新株予約権を行使することができるものとする。
 - a. 当社の役員、執行役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託
 - b. 当社の子会社又は当社の親会社の子会社の役員又は従業員
 - iii 新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から6箇月間(ただし、2028年3月31日までとする。)に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
 - iv その他の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者と の間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
- ⑦ 新株予約権の取得条項
 - i 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会の承認が不要な場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ii 当社は、新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、上記⑥に定めるところにより 新株予約権を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無 償で取得することができる。
- ⑧ 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換 又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再 編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の 新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲 げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ 交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予 約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を 交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又 は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - i 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する ものとする。
 - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は組織再編行為の条件等を 勘案のうえ、調整した再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
 - 上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

vii 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- viii 新株予約権の行使の条件 上記⑥に準じて決定する。
- ix 新株予約権の取得条項 上記⑦に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑩ その他新株予約権の細目等 上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、別途開催される取締役会の決議により定める。

以上

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、持ち直しの動きが広がりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大、原料の価格高騰や半導体供給不足、ウクライナでの地政学上のリスクの高まり等により、先行きに不透明感が増しました。米国では、雇用が回復し個人消費も持ち直しました。欧州での景気の動きは弱いものの、持ち直しました。アジアでは中国で経済の回復が持続しましたが、インド及びアセアン地域では、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大により、回復のペースが鈍化しました。

日本経済は、企業の設備投資、生産及び輸出とも持ち直しましたが、年明け以降に個人消費が足踏みするなど、本格的な回復までには時間がかかる見通しです。

当社グループ関連の事業環境につきましては、半導体産業や電子部品産業の需要の拡大が続き、自動車関連産業の需要も回復したため、全体として好調に推移しました。

このような状況のもと、当社グループは新型コロナウイルス感染症対策をとるとともに、 国内外において主力製品及び新規事業製品の拡販に注力した営業活動を継続的に展開し、生産・供給体制の拡充を図ってまいりました。また、M&Aにより食品包装用ラッピングフィルム事業を強化しました。

この結果、当連結会計年度における業績は、売上高926億40百万円(前期比20.5%増)、営業利益97億32百万円(前期比34.8%増)、経常利益101億29百万円(前期比44.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益63億8百万円(前期比39.0%増)となりました。

■ 売上高

■ 営業利益



■ 経常利益



■ 親会社株主に帰属する 当期純利益



売上高

(前期比22.0%增)

事業別概況

当事業では、自動車産業の需要回復により、入力デバイスを中心に出荷が好調に推 移し、全体として売上げは前年を大幅に上回りました。

入力デバイスは、主力の自動車向けキースイッチの出荷が回復し、薄型ノートパソ コン用タッチパッドの出荷も好調に推移したことから、全体として売上げは増加しま した。

ディスプレイ関連デバイスは、液晶接続用コネクター及び視野範囲/光路制御フィ ルム(VCF)の出荷が好調に推移して、全体として売上げを大幅に伸ばしました。

コンポーネント関連製品は、電子部品検査用コネクター及び自動車用ワイパーの出 荷が順調に推移して、売上げは大幅に増加しました。

この結果、当事業の売上高は219億96百万円(前期比22.0%増)、営業利益は11 億86百万円(前期比33.5%増)となりました。





売上高構成比 45.5%

精密成形品事業

売上高 42,147百万円 (前期比23.4%增)

事業別概況

当事業では、半導体関連容器やキャリアテープ関連製品の順調な出荷が続き、全体 として売上げは前年を大幅に上回りました。

半導体関連容器は、半導体産業の旺盛な需要を背景に300mmウエハー用出荷容 器などの出荷が好調に推移し、売上げを大幅に伸ばしました。

OA機器用部品は、主力のレーザープリンター用ローラの出荷が回復し、売上げは 増加しました。

キャリアテープ関連製品は、自動車及びスマートフォン向けの電子部品用の出荷が 好調を維持し、売上げを伸ばしました。

シリコーンゴム成形品は、主力のメディカル関連製品及び一般成形品の出荷が堅調 に推移して、全体として売上げは前年並みとなりました。

この結果、当事業の売上高は421億47百万円(前期比23.4%増)、営業利益は76 億58百万円(前期比38.8%増)となりました。







住環境・生活資材事業

売上高 21,406百万円 (前期比20,7%増)



事業別概況

当事業では、塩ビ関連製品の市場環境が非常に厳しい中、価格改定やM&Aを実施し、自動車関連の素材系製品の需要回復を受けて、全体として売上げは前年を大幅に上回りました。

ラッピングフィルム等包装資材関連製品は、スーパー向けの出荷が堅調だったことに加え、株式会社キッチニスタの連結化により、全体として売上げは大幅に増加しました。

塩ビパイプ関連製品は、需要の低迷により売上げは低調でした。

機能性コンパウンドは、ロボットケーブル用途及び自動車用途の需要が回復したことに加え、新規顧客への拡販が進み、売上げが大幅に伸びました。

外装材関連製品は、需要が振るわず、売上げは減少しました。

導電性ポリマーは、ディスプレイ用途及び自動車用電子部品用途の受注が増え、売上げが伸びました。

この結果、当事業の売上高は214億6百万円(前期比20.7%増)、営業利益は4億85百万円(前期比9.9%減)となりました。



売上高構成比 **7.7**%

その他

売上高 7,090百万円 (前期比1.7%増)

事業別概況

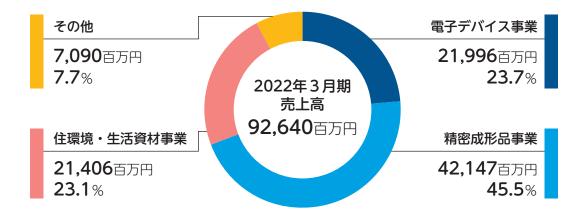
工事関連では、首都圏を中心に商業施設の新築・改装物件、公共施設の内装物件の 受注が回復し、売上げは前年を上回りました。

なお、上記各事業に含まれない新規事業開発関連をその他に含めております。 この結果、その他の売上高は70億90百万円(前期比1.7%増)、営業利益は4億円 (前期比47.4%増)となりました。



【ご参考】

◎事業別売上高構成比



(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、特記すべき資金調達はありません。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、61億7百万円であります。

その主なものは、電子デバイス製品製造設備8億42百万円(電子デバイス事業)、半導体関連容器製造設備の増強を含む精密成形品製造設備48億5百万円(精密成形品事業)及び住環境・生活資材製造設備4億50百万円(住環境・生活資材事業)であります。

(5) 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分 当社は、2021年8月2日をもって、昭和電エマテリアルズ株式会社の食品包装用ラッピン グフィルム事業を承継した株式会社キッチニスタの発行済株式の全てを昭和電エマテリアル ズ株式会社から取得し、100%子会社といたしました。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、国内外の既存事業の競争力強化に努めると共に、その周辺事業領域において当社が優位性を発揮できる新事業を創出することを基本的課題としており、その詳細は以下のとおりであります。

まず、既存事業領域においては、伸びる市場に照準を合わせた製品開発、徹底した品質管理、販売力強化及び新規顧客開拓に努め、更なる成長を目指してまいります。

具体的には、電子デバイス事業では、自動車用を中心とした入力デバイス製品を成長のけ

ん引役として位置づけて、顧客の需要動向と業界変化にしっかりと対応いたします。また、 北米、欧州、中華圏、アセアン地域とインドにおける販売力及び生産性の向上を図るべく、 最適地生産と生産拠点の連携、さらなる合理化に取り組み、事業の持続的成長に努めてまい ります。

精密成形品事業では、半導体関連容器・キャリアテープ関連製品の需要増にスピード感をもって対応し、生産・供給体制の拡充を進める一方で、半導体プロセスの微細化や電子機器の小型化に伴うお客様のニーズに的確に対応し、拡販を図ってまいります。〇A機器用部品は、レーザープリンター用部品・複合機用部品の需要を確実に取り込んで収益の拡大を図ります。シリコーンゴム成形品は、押出成形技術を活用して医療用関連製品のさらなる拡販を推し進めるとともに、新製品開発や新市場開拓にも注力してまいります。

住環境・生活資材事業では、塩ビ関連製品のコスト削減や、新規事業製品の拡充・拡販等により成長軌道に乗せることを目指してまいります。特に、機能性コンパウンドや、導電性ポリマー、薄膜エンプラフィルムなどの高付加価値製品の拡販を推し進め、収益の拡大に努めてまいります。なお、業務用の食品包装材料に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が今後も継続すると予想されます。

また、当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるリスクについて、関連する事業において、顧客の近くで在庫の積み増し等の措置を講じており、これによって不測の事態が生じた場合の影響を軽減するよう努めております。当社グループは、引き続きサプライチェーンを守る使命を果たしてまいります。

加えて、原料価格の高騰によるコスト増については、製品価格の改定や生産の効率化を通じて対処してまいります。

次に、中長期にわたる成長を継続するために、既存事業領域やその周辺事業領域、成長を望める分野における新事業創出が、喫緊の課題であります。「機能性樹脂の配合技術」、「複合化」、「精密・微細加工技術」等の当社の基盤技術をより強化し、AIやシミュレーションを駆使したスピード感のある開発によって、新規テーマの発掘と、特に自動車・半導体分野における次世代の事業拡大に鋭意取り組んでまいります。M&A(合併・買収)については、収益拡大と新事業創出の手段として、引き続き実行してまいります。

当社グループは、コンプライアンスの徹底とガバナンスの強化によりリスクの低減を図るとともに、SDGs達成に向けて、カーボンニュートラルの実現、気候変動問題への対処、人権尊重などに取り組んでまいります。これらを通じて、サステナビリティ活動を積極的に推し進め、企業価値の向上に努めてまいります。

(7) 財産及び損益の状況の推移

		第59期 (2019年3月期)	第60期 (2020年3月期)	第61期 (2021年3月期)	第62期 (2022年3月期) (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	85,460	80,254	76,904	92,640
営業利益	(百万円)	8,153	7,756	7,217	9,732
経常利益	(百万円)	8,026	8,097	7,021	10,129
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	6,049	6,288	4,536	6,308
1株当たり当期純利益	(円)	74.27	77.55	56.09	78.15
総資産	(百万円)	107,032	105,378	108,212	122,577
純資産	(百万円)	80,560	84,538	86,677	94,337
自己資本利益率	(%)	7.7	7.6	5.3	7.0













(8) 重要な親会社及び子会社の状況等

① 親会社の状況

当社の親会社は、信越化学工業株式会社であります。 同社は当社の株式を53.3%保有しており、当社は同社から塩化ビニル樹脂、シリコーンを含む原材料の仕入れ等を行っております。

- (注) 株式の保有比率は、自己株式を控除して計算しております。
- ② 親会社との間の取引について
 - i 当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項 当社は、親会社との取引に当たっては、価格その他の条件について、一般的な取引条件と同様の条件によることを基本とし、交渉のうえ、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。
 - ii 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由 当社は、上場会社として、親会社からの独立性を確保して経営及び事業活動を行って おり、上記iのとおり、当社の利益を害さないように留意しております。また、当社の 親会社と当社の少数株主との利益が相反する当社の重要な取引・行為について、独立社 外取締役及び独立社外監査役から構成される「親会社との取引諮問委員会」において審 議し、取締役会に意見を具申することとしております。これらのことから、当社取締役 会は、親会社との取引の内容が適切であり、当社グループの利益を害するものではない と判断しております。

③ 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会	社	名	資	本	金	当 社 の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	ァインテ 弐 会				百万円 300	100 %	「精密成形品」等の販売及び建築内 外装・店舗等の設計・施工
Shin-Etsı America	ı Polymer , Inc.				米ドル 000	100	「電子デバイス製品」の販売
Shin-Etsı (Malaysi	u Polymer a) Sdn. Bho	d.	千マレ-	-シアリン 41,!		100	「電子デバイス製品」及び「精密成 形品」の製造
Shin-Etsı Europe 8	ı Polymer 3.V.				ユ−□ 640	100	「電子デバイス製品」及び「精密成 形品」の販売
蘇州信越	聚合有限公司	j j			米ドル 300	100	「電子デバイス製品」の製造
	ı Polymer ng Co., Ltc	l.			巷ドル 414	*100	「電子デバイス製品」及び「精密成 形品」の販売
Shin-Etsı Singapoı	ı Polymer re Pte. Ltd.		千注	ンガポ- 9,	-ルドル 194	100	「電子デバイス製品」及び「精密成 形品」の販売

- (注) 1. 主要な事業内容は、各事業の名称等により記載しております。
 - 2. 当社には、会社法に規定される特定完全子会社はありません。
 - 3. *印は子会社を通じて行っている出資を含めて算出している出資比率です。

(9) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、下記製品の製造及び販売等を行っております。

主 要 事 業	主 要 製 品
電子デバイス事業	入力デバイス、ディスプレイ関連デバイス、コンポーネント関連製品
精密成形品事業	○A機器用部品、シリコーンゴム成形品、半導体関連容器、 キャリアテープ関連製品
住環境・生活資材事業	ラッピングフィルム等包装資材関連製品、機能性コンパウンド、 塩ビパイプ関連製品、外装材関連製品
そ の 他	工事関連他

(10) 主要な拠点(2022年3月31日現在)

① 当 社

本 社:東京都千代田区神田須田町一丁目9番地

支店・営業所:大阪支店、名古屋支店、福岡支店、仙台営業所、広島営業所、

札幌営業所

工 場:東京工場、児玉工場(以上、埼玉県)、南陽工場(山□県)、

塩尻工場、長野分工場(以上、長野県)、糸魚川工場(新潟県)

② 子会社

販売・工事他:信越ファインテック株式会社(東京都)

製造・販売:株式会社キッチニスタ(茨城県)

販 売:信越聚合物(上海)有限公司(中国)

Shin-Etsu Polymer Hong Kong Co., Ltd. (同上)

Shin-Etsu Polymer Vietnam Co., Ltd. (ベトナム)

Shin-Etsu Polymer (Thailand) Ltd. (タイ)

Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd. (シンガポール)

Shin-Etsu Polymer America, Inc. (米国) Shin-Etsu Polymer Europe B.V. (オランダ) 製 造:蘇州信越聚合有限公司(中国)

東莞信越聚合物有限公司(同上)

Shin-Etsu Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd. (マレーシア)

PT. Shin-Etsu Polymer Indonesia (インドネシア)

Shin-Etsu Polymer India Pvt. Ltd. (インド)

Shin-Etsu Polymer Hungary Kft. (ハンガリー)

製造・販 売: Hymix Co., Ltd. (タイ)

(11) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事	業	別	従	業	員	数	前連結会計年度末比増減
電子デ	バイ	ス事業			2	.,847名	- 82名
精密原	成 形 品	事 業			1	,816名	+ 8名
住環境・	・生活資	材 事 業				444名	+201名
そ	の	他				50名	- 59名
合		計			5	,157名	+ 68名

(注) 住環境・生活資材事業の従業員数が前事業年度に比べて82%増加しておりますが、これは2021年8月2日付けで株式会社キッチニスタを子会社化したことによるものです。

② 当社の従業員の状況

従	従 業 員 数 前		数	前事業年度末比増減	平	均	年	合	平	均	勤	続	年	数
1,001名				+5名			44点	裁				1	19年	

(12) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項(2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 320,000,000株

(2) 発行済株式総数

82,623,376株

(自己株式2.041.509株を含んでおります。)

(3) 株 主 数

8,973名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
信越化学工業株式会社	千株 42,986	% 53.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,333	9.1
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,377	2.9
JPLLC-CL JPY	1,465	1.8
AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC	1,304	1.6
日本生命保険相互会社	768	0.9
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS SEC LENDING	721	0.8
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 0 5 1 0 3	595	0.7
みずほ信託銀行株式会社	585	0.7
CEPLUX-THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2	570	0.7

- (注) 1. 上記のほかに、信越ポリマー株式会社名義の株式(自己株式)が2,041千株ありますが、上記大株主からは除いております。
 - 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

新 株 予 約 権 の 数	目 的 で あ る 株 式 の 種 類 及 び 数
20,534個	普 通 株 式 2,053,400株

- (注) 新株予約権1個につき発行する株式数は、100株であります。
- (2) 当事業年度末日における会社役員の保有する新株予約権の状況

	発 行 年 度	新株予約権の数	目的である 株 式 の 種類及び数	1株当たりの発行価額	権利行使時の 1 株当たりの 払 込 金 額	人数	権利行使期間
	2017年度	1,400個	普通株式 140,000株	172円	1,056円	3名	2019年9月13日から 2023年3月31日まで
取	2018年度	1,650個	普通株式 165,000株	121円	962円	3名	2020年9月13日から 2024年3月31日まで
締	2019年度	1,350個	普通株式 135,000株	147円	759円	3名	2021年9月12日から 2025年3月31日まで
役	2020年度 1,650個 2021年度 1,650個		普通株式 165,000株	191円	910円	3名	2022年9月11日から 2026年3月31日まで
			普通株式 165,000株	192円	1,051円	3名	2023年9月11日から 2027年3月31日まで
F5/-	2017年度	70個	普通株式 7,000株	無償	1,056円	1名	2019年9月13日から 2023年3月31日まで
監	2018年度 70個 普		普通株式 7,000株	無償	962円	1名	2020年9月13日から 2024年3月31日まで
査	2019年度	70個	普通株式 7,000株	無償	759円	1名	2021年9月12日から 2025年3月31日まで
1又	2020年度	70個	普通株式 7,000株	無償	910円	1名	2022年9月11日から 2026年3月31日まで

- (注) 1. 社外取締役は、当社の新株予約権を保有しておりません。
 - 2. 新株予約権の行使の条件

(2017年度発行分)

- i 新株予約権者は、次のいずれにも該当しなくなった場合、該当しなくなった日から2年経過した日 以後、新株予約権を行使することができない。
 - 当社の役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託
 - ・ 当社の子会社又は当社の親会社の子会社の役員又は従業員
- ii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権を相続により承継した者は、承継日から6箇月間に限り これを行使することができる。
- iii その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2018年度、2019年度及び2020年度発行分)

- i 新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予 約権を行使することができない。
- ii 新株予約権の割当てを受けた者が、次のいずれにも該当しなくなった場合には、新株予約権の割当てを受けた者は、該当しなくなった日から2年経過した日、又は、権利行使期間の末日のいずれか早く到来する日までに限り、未行使の新株予約権を行使することができる。
 - 当社の役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託
 - ・ 当社の子会社又は当社の親会社の子会社の役員又は従業員
- iii 新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から6箇月間(ただし、権利行使期間の末日までとする。)に限り、新株予約権を行使することができる。
- iv その他の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

(2021年度発行分)

- i 新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予 約権を行使することができない。
- ii 新株予約権の割当てを受けた者が、次のいずれにも該当しなくなった場合には、新株予約権の割当てを受けた者は、該当しなくなった日から2年経過した日、又は、権利行使期間の末日のいずれか早く到来する日までに限り、未行使の新株予約権を行使することができる。
 - ・ 当社の役員、執行役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託
 - ・ 当社の子会社又は当社の親会社の子会社の役員又は従業員
- iii 新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から6箇月間(ただし、権利行使期間の末日までとする。)に限り、新株予約権を行使することができる。
- iv その他の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。
- 3. 監査役には新株予約権を付与しておりません。表中の新株予約権は当該監査役が従業員であったときに付与したものであります。

(3) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況

- ① 交付した新株予約権の数
 - 執行役員 1,900個
 - 従業員等 1,200個
- ② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 執行役員 190,000株 (新株予約権1個につき100株)

- 従業員等 120,000株 (新株予約権1個につき100株)
- ③ 新株予約権の1株当たりの発行価額 無償
- ④ 新株予約権の権利行使時の1株当たりの払込金額 1株当たり 1.051円
- ⑤ 新株予約権の権利行使期間 2023年9月11日から2027年3月31日まで
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
 - i 新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、新株予約権を放棄した場合には、 かかる新株予約権を行使することができない。
 - ii 新株予約権の割当てを受けた者が、次のいずれにも該当しなくなった場合には、新株 予約権の割当てを受けた者は、該当しなくなった日から2年経過した日、又は、権利行

使期間の末日のいずれか早く到来する日までに限り、未行使の新株予約権を行使することができる。

- ・ 当社の役員、執行役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託
- 当社の子会社又は当社の親会社の子会社の役員又は従業員
- iii 新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から6箇月間(ただし、権利行使期間の末日までとする。)に限り、新株予約権を行使することができる。
- iv その他の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける 者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。
- ⑦ 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権者は、第三者に対して、新株予約権の全部又は一部につき、譲渡、質権の設定その他一切の処分行為をすることができない。

(当社執行役員及び当社従業員並びに子会社取締役に対して交付した新株予約権の区分別内訳合計)

区	分	新	株	予	約	権	の	数	目的である株式	式の数	交	付	者	数
当 社 執	行 役 員					1,	,90)個	190	,000株				8名
当社行	芷 業 員					1,	,00)個	100	,000株				20名
子会社	取締役						20)個	20	,000株				4名

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

封	也		位	Ż		氏	ŕ	3	担当及び重要な兼職の状況等
代社	表	取	締	役 長	小	野	義	昭	
取		締		役	出	戸	利	明	営業本部長
取		締		役	髙	Ш		徹	社長室管掌 株式会社キッチニスタ代表取締役社長
取		締		役	轟		茂	道	公認会計士・税理士 轟茂道事務所所長
取		締		役	宮	下		修	
常	勤	監	査	役	宮	崎	盛	雄	
常	勤	監	査	役	平	澤	秀	明	
監		査		役	細	木	幸	仁	
監		査		役	吉	原	達	生	

- (注) 1. 取締役 轟 茂道及び宮下 修の両氏は、社外取締役であります。 なお、取締役 轟 茂道及び宮下 修の 両氏については、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 - 2. 監査役 宮崎盛雄及び平澤秀明の両氏は、長年の経理業務の経験を有している等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 3. 監査役 宮崎盛雄、細木幸仁及び吉原達生の各氏は、社外監査役であります。 なお、監査役 吉原達 生氏については、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

4. 当社は、定款の規定に基づき、社外取締役 轟 茂道及び宮下 修の両氏並びに社外監査役 宮崎盛雄、細木幸仁及び吉原達生の各氏とそれぞれ責任限定契約を締結しております。その内容の概要は、次のとおりであります。

[社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の概要]

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。

- 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、執行役員及び監査役並びに当社の子会社のすべての取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が当社又は当社子会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む)に起因して被保険者が株主又は第三者から損害賠償請求された場合の被保険者が被る損害及び訴訟費用等が補填されることとなります。
- 6. 次のとおり、取締役の担当を変更しております。

(2021年6月1日付)

氏 名	新担当	旧担当
髙山 徹	社長室管掌 業務監査・環境保安管掌	社長室長 業務監査・環境保安管掌

(2021年6月25日付)

氏	名	新担当	旧担当
髙山	徹	社長室管掌	社長室管掌 業務監査・環境保安管掌

(2021年8月2日付)

氏 名	新担当	旧担当
髙山 徹	社長室管掌 株式会社キッチニスタ代表取締役社長	社長室管掌

(2) 執行役員の状況 (2022年3月31日現在)

(/	ונוזיקו	~~	- 7 /	.,, 0	(2022 - 37331030E/				
地			乜	Ī	f	£	4	3	担当及び重要な兼職の状況等
代表社長	取 約 執	筛 役 行	t 社 役	長員	小	野	義	昭	
取締	殳 專 衤	簩 執	行後	員	出	戸	利	明	営業本部長
取締	2 常 🤻	簩 執	行役	員	髙	Ш		徹	社長室管掌 株式会社キッチニスタ代表取締役社長
常務	執	行	役	員	古	JII	幹	雄	営業本部新事業統括室長 半導体・電子部品容器事業管掌
常務	執	行	役	員	菅	野		悟	開発本部長
常務	執	行	役	員	柴	\Box		靖	管理本部長兼人事部長 業務監査・環境保安管掌
執	行	役	Ž.	員	小	林	直	樹	営業本部営業統括室長 蘇州信越聚合有限公司董事長
執	行	役	Ž.	員	石	原		寛	信越ファインテック株式会社代表取締役社長
執	行	役	Ĭ.	員	佐	藤	光	男	生産本部長
執	行	役	Ĭ.	員	髙	橋	正	人	生産本部糸魚川工場長
執	行	役		員	小利	(O E		収	管理本部経理部長 Shin-Etsu Polymer (Thailand) Ltd.社長 Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd.社長 Hymix Co., Ltd. 最高経営責任者 Shin-Etsu Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd.社長 Shin-Etsu Polymer India Pvt. Ltd.社長

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人 数	報酬等の総額	基本報酬	非金銭報酬等
取 締 役	11名	223百万円	191百万円	31百万円
(うち社外取締役)	(2名)	(22百万円)	(22百万円)	(—)
監 査 役	5名	32百万円	32百万円	_
(うち社外監査役)	(4名)	(23百万円)	(23百万円)	(—)
合計	16名	256百万円	224百万円	31百万円

- (注) 1.業績連動報酬はありません。
 - 2. 非金銭報酬等として、取締役に対しストックオプションを付与しております。ストックオプションとして発行した新株予約権の内容及びその状況は、3. 会社の新株予約権等に関する事項に記載のとおりです。
 - 3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与相当額は含まれておりません。なお、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与相当額(賞与を含む。)は、11百万円であります。
 - 4. 取締役の報酬等の額には、当事業年度中の取締役賞与引当金繰入額31百万円が含まれております。
 - 5. 上記「人数」には、当社の第61回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役及び監査役も含んでおり、当該取締役及び監査役に対する、2021年4月1日から第61回定時株主総会終結の時までの期間に係る報酬を「報酬等の総額」に含めて記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係 社外取締役 轟 茂道氏は、公認会計士・税理士轟茂道事務所所長を兼職しております が、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	轟 茂道	当事業年度の取締役会15回のすべてに出席し、必要に応じて、主として、経験豊富な公認会計士・税理士の専門的視点及び独立的・客観的な立場から不正防止の対応等につき発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会及び親会社との取引諮問委員会の委員長を務め、独立した客観的な立場から発言を行っております。
取締役	宮下 修	当事業年度の取締役会15回のすべてに出席し、必要に応じて、主として、総合商社における医療品事業分野での豊富な経験を生かすとともに、独立的・客観的な立場からM&Aへの取り組み等につき発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会及び親会社との取引諮問委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から発言を行っております。
監 査 役	宮崎盛雄	当事業年度の取締役会15回のすべてに、また、当事業年度の監査役会 23回のすべてにそれぞれ出席し、必要に応じて、主として、財務・会計 的見地及び客観的な立場から発言を行っております。
監査役	細木幸仁	当事業年度の取締役会15回のすべてに、また、当事業年度の監査役会 23回のすべてにそれぞれ出席し、必要に応じて、主として、業務上の豊 富な経験を生かすとともに、客観的な立場から発言を行っております。
監査役	吉原達生	就任後の当事業年度の取締役会10回のすべてに、また、就任後の当事業年度の監査役会14回のすべてにそれぞれ出席し、必要に応じて、主として、事業会社における幅広い分野での豊富な経験と見識を生かすとともに、客観的な立場から発言を行っております。また、親会社との取引諮問委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から発言を行っております。

(5) 取締役の報酬等の決定に関する方針

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、指名・報酬委員会の諮問及びその答申を経た上で取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、「決定方針」という。)を定めており、その内容は、以下のとおりです。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績及び株価を反映させ、企業価値向上に対する取締役の経営責任が明確となるような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、役割に応じた固定報酬としての「基本報酬」、年次業績を反映する「賞与」及び中期の業績向上を目的とした非金銭報酬等としての「ストックオプション」により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、「基本報酬」のみを支払うこととする。

- イ. 基本報酬及び賞与(いずれも金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)
- 当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。当社の取締役の賞与は、毎年、一定の時期に支給するものとし、担当事業の年次業績等を踏まえて、諸般の事情を総合的に勘案して決定するものとする。
- ウ. 非金銭報酬等の内容及び数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は、中期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、ストックオプションとし、当社の業績、社会情勢等を総合的に勘案して取締役会が決定した時期に付与するものとし、付与する個数は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

工. 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定 に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・ 業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討 を行う。取締役会(オ.の委任を受けた代表取締役社長)は指名・報酬委員会の答申内容を 尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を 決定することとする。

オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。なお、ストックオプションは、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当個数を決議する。

- ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
- 取締役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第48回定時株主総会において年額4億円以内の範囲で、具体的金額の決定は、代表取締役社長に委任する旨決議されております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2006年6月29日開催の第46回定時株主総会において、年額3億円以内の範囲でストックオプションとして新株予約権を付与する旨決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く。)の員数は10名です。
- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項及び個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社の役員の個人別の報酬等の内容は、株主総会で承認された総額の範囲内で、役割等を考慮し、取締役については取締役会から授権された代表取締役社長 小野 義昭が、決定しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからです。また取締役会は、代表取締役によりこの権限が適切に行使されることを確保するため、任意に設置された取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の答申の内容に従って代表取締役が決定を行うこととしています。指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し、代表取締役により決定された取締役の個人別報酬の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

5 会計監査人の状況

(1) **会計監査人の名**称 E Y 新日本有限責任監査法人

(注) 監査法人原会計事務所は、2021年6月25日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって任期満了により会計監査人を退任いたしました。また、同株主総会で新たにEY新日本有限責任監査法人が会計監査人に選任され就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1	当社の会計監査人としての報酬等の額	70百万円
(2	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	75百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等について確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
 - 3. 当社の重要な子会社のうち、Shin-Etsu Polymer America, Inc.、Shin-Etsu Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd.、Shin-Etsu Polymer Europe B.V.、蘇州信越聚合有限公司、Shin-Etsu Polymer Hong Kong Co., Ltd. 及び Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人 (外国におけるこれらの資格を有する者を含む。) の監査を受けております。
 - 4. 当社は、定款に会計監査人との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。当該定款に基づき、当社が監査法人原会計事務所と締結していた責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

「会計監査人との責任限定契約の概要」

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。

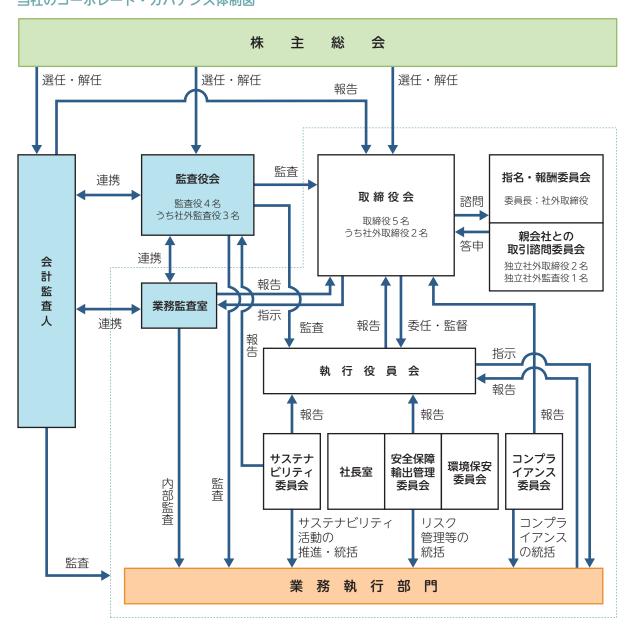
(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な 監査の遂行が困難であると認められる等必要があると判断される場合、監査役会は、株主総 会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

(注) 本事業報告では、金額、株式数及び持株比率については、表示単位未満の数値を切り捨てて表示して おります。

【ご参考】 当社のコーポレート・ガバナンス体制図



連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	90,945	流 動 負 債	25,707
現 金 及 び 預 金	48,749	支払手形及び買掛金	12,817
受取手形、売掛金及び契約資産	22,525	電子記録債務	2,885
電子記録債権	2,571	未 払 金	2,906
商品及び製品	8,152	未払法人税等	1,670
仕 掛 品	1,720	未 払 費 用	2,081
原材料及び貯蔵品	5,025	賞 与 引 当 金	1,506
未 収 入 金	1,911	役員賞与引当金	31
そ の 他	583	そ の 他	1,808
貸 倒 引 当 金	△ 293	固定負債	2,533
固定資産	31,632	退職給付に係る負債	1,303
有 形 固 定 資 産	27,164	そ の 他	1,229
建物及び構築物	8,965	負 債 合 計	28,240
機械装置及び運搬具	5,243	(純 資 産 の 部)	
土地	6,864	株 主 資 本	94,036
建設仮勘定	4,049	資 本 金	11,635
そ の 他	2,041	資本剰余金	10,718
無形固定資産	2,301	利益剰余金	73,670
ソフトウエア	114	自 己 株 式	△1,988
のれん	1,574	その他の包括利益累計額	△ 41
そ の 他	612	その他有価証券評価差額金	303
投資その他の資産	2,165	為替換算調整勘定	△ 357
投 資 有 価 証 券	895	退職給付に係る調整累計額	12
繰 延 税 金 資 産	293	新 株 予 約 権	341
そ の 他	977	純 資 産 合 計	94,337
資 産 合 計	122,577	負債・純資産合計	122,577

連結損益計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

科		金	額
売 上	高		92,640
売 上 原	価		63,499
売 上 総 禾	」 益		29,140
販売費及び一般管理	費		19,408
営 業 利	益		9,732
営 業 外 収	益		
受 取 利	息	105	
為善替差	益	280	
その	他	158	543
営 業 外 費	用		
支 払 利	息	25	
固 定 資 産 除	却 損	50	
投資有価証券		31	
その	他	38	145
経 常 利	益		10,129
	益		
新株予約権戻		27	27
	失		
減 損 損	失	744	744
税 金 等 調 整 前 当 期	純 利 益		9,413
法人税、住民税及び	事業税	2,541	
法人税等調	整額	563	3,105
当 期 純 利			6,308
親会社株主に帰属する当	期純利益		6,308

(要約)連結キャッシュ・フロー計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

単位:百万円(百万円未満切捨表示)

	里位:白万円(白万円木満切捨表示)
科	金額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益減損損損損損のれ大賃力益額売上債産の増加付入債務の増	9,413 3,543 744 247 △ 153 △ 786 △2,950 1,682
そ の 他 計	13 11,754 △2,102 107 9,759 △1,010 △4,163 △3,897 △ 592
投資活動によるキャッシュ・フロー 財務活動によるキャッシュ・フロー 配 当 金 の 支 払 額 そ の 財務活動によるキャッシュ・フロー 財務活動によるキャッシュ・フロー 別 現金及び現金同等物に係る換算差額 V 現金及び現金同等物の減少額 VI 現金及び現金同等物の期首残高 VII 新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	△9,664 △1,860 △ 504 △2,364 2,104 △ 165 45,948 64
WI 現金及び現金同等物の期末残高	45,848

(要約連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(2022年3月31日現在) 48,749百万円

現金及び預金勘定 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 現金及び現金同等物

(ご参考)

△ 2,901百万円 45.848百万円

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

			(日月円木満切捨表示)
科目	金額	科目	金額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	51,789	流 動 負 債	24,204
現 金 及 び 預 金	23,964	支 払 手 形	184
受 取 手 形	913	電子記録債務	2,313
電子記録債権	2,209	買 掛 金	10,884
売 掛 金	15,838	未 払 金	1,927
商品及び製品	4,363	未 払 費 用	806
性 掛 品	520	未払法人税等	1,394
原材料及び貯蔵品	2,025	預り 分金	4,458
未収入金	1,036	賞 与 引 当 金	1,238
ネーゼ ハー 並 そ の 他	1,064	役員賞与引当金	31
貸 倒 引 当 金	△ 146	そ の 他	964
	31,253	固定負債	1,363
有形固定資産	17,361	長期未払金	64
	5,212	退職給付引当金	700
は は は は は は は は は は は は も も も も も も も も	102	資 産 除 去 債 務	599
	2,018	負 債 合 計	25,567
		(純 資 産 の 部)	
	22	株 主 資 本	56,846
工具、器具及び備品	796	資 本 金	11,635
土地地	5,632	資本剰余金	10,469
建設仮勘定	3,514	資 本 準 備 金	10,469
無形固定資産	481	利益剰余金	36,730
ソフトウエア	97	利 益 準 備 金	1,019
その他	383	その他利益剰余金	35,711
投資その他の資産	13,410	別途積立金	15,230
投資有価証券	766	繰越利益剰余金	20,481
関係会社株式	9,721	自 己 株 式	△1,988
関係会社出資金	1,734	評 価・換 算 差 額 等	286
長期前払費用	51	その他有価証券評価差額金	286
繰 延 税 金 資 産	663	新株予約権	341
そ の 他	472	純 資 産 合 計	57,474
資 産 合 計	83,042	負 債 ・ 純 資 産 合 計	83,042

損益計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

科					金	額
売	上		高			63,314
売	上	原	価			44,041
売	上	総	利	益		19,272
販売	費及び一	般管理	!費			12,787
営	業	利		益		6,485
営	業外	収	益			
受	取	利		息	3	
受	取	配	当	金	1,887	
為	替	差		益	290	
そ		\mathcal{O}		他	24	2,205
営	業外	費	用			
支	払	利		息	9	
固	定資	産 除	却	損	32	
投	資 有 価	証券	評価	損	31	
そ		\mathcal{O}		他	4	76
経	常	利		益		8,613
特	別	利	益			
新			灵 入	益	27	27
特	別	損	失			
減	損	損 		失	537	537
税	引 前 当		屯 利	益		8,103
	人税、住馬			税	1,777	,
法	人 税	等 調	整	額	△ 155	1,621
当	期	純	利	益		6,482

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

信越ポリマー株式会社 取締役 会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員公認会計士 向 出 勇 治指定有限责任社員公認会計士 剣 持 宣 昭指定有限责任社員公認会計士 剣 持 宣 昭指定有限责任社員公認会計士 川 脇 哲 也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、信越ポリマー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、信越ポリマー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報

告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の 過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施 する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に

関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する 指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を 負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

信越ポリマー株式会社 取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 向 出 勇 治指定有限责任社員 公認会計士 剣 持 宣 昭指定有限责任社員 公認会計士 剣 持 宣 昭指定有限责任社員 公認会計士 川 脇 哲 也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、信越ポリマー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内

容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整 備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の 執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書におい て独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤 謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に 影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。 また、重要な虚偽表

示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第62期事業年度の取締役の 職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を 作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。なお、第62期事業年度においては、上記の会議への出席、子会社との意思疎通等に際しては、適宜、オンライン形式等も使用いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認め ます。

2022年5月19日

信越ポリマー株式会社 監査役会

 常勤監査役(社外監査役)
 宮 崎 盛 雄 ⑩

 常勤監査役
 平 澤 秀 明 ⑪

 社外監査役
 細 木 幸 仁 ⑪

 社外監査役
 吉 原 達 生 ⑪

第62回定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区神田須田町一丁月25番地

JR神田万世橋ビル ステーションコンファレンス万世橋(4階)

(電話)03-6859-8200 (代表)



交通機関の ご案内

(JR)■ 秋葉原駅 ■御茶ノ水駅

■神田駅

雷気街口 ……… 徒歩5分

聖橋□ …… 徒歩7分 北口 徒歩 7 分

(東京メトロ) ■丸ノ内線淡路町駅 A3番出口 ……… 徒歩4分 6番出口 ……… 徒歩4分 ■銀座線神田駅

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで スマートフォンがご案内します。 右図を読み取りください。



会場には、本総会専用の駐車場、駐輪場の用意はございませんので、 公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。







見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント